第140回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2020年６月26日（金曜日）午前10時

場所

京都市下京区中堂寺粟田町93
京都リサーチパーク
西地区４号館２階　ルーム１



――未来を預かる、未来を運ぶ――
株式会社 中央倉庫

（証券コード　9319）

目次

第140回定時株主総会招集ご通知…… 1
添付書類　事業報告…… 3
連結計算書類…… 27
計算書類…… 29
監査報告書…… 31
株主総会参考書類…… 37
株主総会会場ご案内図……裏表紙

議案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

（証券コード　9319）
2020年６月５日

株　主　各　位

京都市下京区朱雀内畑町41番地
株式会社　中　央　倉　庫
取締役社長　木　村　正　和

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会直前の営業時間終了時である2020年６月25日（木曜日）午後５時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　京都市下京区中堂寺粟田町93
　　京都リサーチパーク　西地区４号館２階　ルーム１
　　※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います。
３．目的事項

報告事項

⑴　第140期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
⑵　第140期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表」ならびに「計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chuosoko.co.jp/）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役会がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chuosoko.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

〔添付書類〕

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中間の貿易摩擦に加え、中国経済の減速により、輸出入が弱含んだ上に、2019年10月からの消費税増税の影響を受けて、国内消費が低迷し、また、年度終盤からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的な経済活動の停滞もあり、厳しく、かつ、先行きが非常に不透明な状況となりました。

物流業界におきましても、人手不足による人件費の増加が続く中、上記の経済環境の影響を大きく受け、荷動きが大きく変調をきたす等、引き続き厳しい経営環境で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当連結会計年度よりスタートした第６次中期経営計画「ＣＨＡＮＧＥ！ｔｏ２０２１」の具体的取組を着実に実行に移し、また「ＣＨＡＮＧＥ（意識・知識・組織）」の考え方の浸透を推し進めて参りました。また、顧客ニーズへの的確な対応と業務の効率化を図るため、既存設備の改修を進めるとともに、2019年５月にさらなる事業拡大のため滋賀県大津市に倉庫施設建築用地を取得し、2019年11月には北陸支店金沢営業所において倉庫の増築工事が完成・稼働しました。加えて、新分野への取組みと位置付けている梅小路地区資産有効活用計画については、その計画の一環として当社本社および京都支店梅小路営業所の隣接地である京都市市有地を2019年８月に取得し、2019年12月には計画の内容（建築建物の内容、建築時期、運営事業者等）について決定、2020年３月より施設建築工事を開始しました。

また、2019年７月に業務部を新設し、全社の業務の効率化、システム化およびガバナンスの強化を推し進めております。また、環境に配慮したグリーン経営やＥＳＧの推進に取り組むとともに経営の効率化に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は26,475百万円（前期比0.9％増）、営業利益は1,587百万円（前期比3.1％増）、経常利益は1,793百万円（前期比3.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前年に特別損失に計上した減損損失及び倉庫解体工事費用がなくなったことと投資有価証券評価損が減少したこと等により1,210百万円（前期比46.6％増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 倉庫業

倉庫業におきましては、自社・再寄託先も含めてトン数ベースの入出庫高および貨物回転率は前期に比して減少しましたが、再寄託先も含めた保管残高は増加し、また、料金改定を推し進めました。これらの結果、倉庫業の営業収益は6,411百万円と前期6,222百万円に比し3.0%の増加となりました。

(イ) 入出庫および保管残高

区分＼期間		前期 (2018年4月1日～2019年3月31日)		当期 (2019年4月1日～2020年3月31日)	
		数量	金額	数量	金額
入庫高 (月平均)		1,299,497トン (108,291)	391,401,321千円 (32,616,777)	1,217,785トン (101,482)	373,746,578千円 (31,145,548)
出庫高 (月平均)		1,292,886トン (107,741)	386,130,812千円 (32,177,568)	1,223,339トン (101,945)	372,456,160千円 (31,038,013)
保管残高	期末	239,814トン	80,472,274千円	234,260トン	81,762,692千円
	月末平均	238,806トン	76,708,105千円	240,377トン	82,298,008千円

(ご参考) 再寄託先を含めた入出庫および保管残高

区分＼期間		前期 (2018年4月1日～2019年3月31日)		当期 (2019年4月1日～2020年3月31日)	
		数量	金額	数量	金額
入庫高 (月平均)		1,470,509トン (122,542)	432,617,474千円 (36,051,456)	1,411,673トン (117,639)	421,072,656千円 (35,089,388)
出庫高 (月平均)		1,461,891トン (121,824)	426,426,633千円 (35,535,553)	1,403,021トン (116,918)	416,355,412千円 (34,696,284)
保管残高	期末	274,033トン	87,718,197千円	282,685トン	92,435,441千円
	月末平均	272,741トン	83,197,881千円	282,368トン	91,710,350千円

(注) 再寄託とは、受寄物を自社倉庫以外の他の倉庫業者で保管し荷役させることをいいます。

(ロ) 貨物回転率（月平均）

区分＼期間	前期（2018年4月1日～2019年3月31日）	当期（2019年4月1日～2020年3月31日）
数量	45.2%　(44.8%)	42.3%　(41.5%)
金額	42.2%　(43.0%)	37.8%　(38.0%)

（注）　（　）内は再寄託先を含む数値であります。

(ハ) 倉庫業所管面積

区分	前期末（2019年3月31日現在）	当期末（2020年3月31日現在）	前期比増減
所管面積	267,118㎡（80,803坪）	269,630㎡（81,563坪）	2,512㎡（760坪）

（注）　所管面積は倉庫業法に基づく営業倉庫登録面積であります。

区分	前期末（2019年3月31日現在）	当期末（2020年3月31日現在）	前期比増減
貸庫面積	20,490㎡（6,198坪）	22,755㎡（6,883坪）	2,265㎡（685坪）

（注）　貸庫面積は物流賃貸面積であります。

② 運送業

運送業におきましては、取扱数量は通期で1,932千トンと前期に比し4.5%の減少となりましたが、配送・配車の効率化や料金改定交渉および収益性の高い新規開発等の営業活動に注力いたしました。これらの結果、運送業の営業収益は12,696百万円と前期12,718百万円に比し0.2%の減少となりました。

運送取扱数量

区分	前期（2018年4月1日～2019年3月31日）	当期（2019年4月1日～2020年3月31日）
取扱数量（月平均）	2,022,756トン（168,563）	1,932,037トン（161,003）

③　国際貨物取扱業

国際貨物取扱業におきましては、米中の貿易摩擦の影響に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な経済活動の停滞による影響もあり、通関業の取扱数量は輸入・輸出ともに減少し、525千トンと前期に比し3.7%の減少となりました。また、梱包業の取扱数量も輸出の減少に伴い93千㎥と前期に比し9.3%の減少となりましたが、三国間貿易の取扱いが増加したこと等もあり、国際貨物取扱業の営業収益は7,366百万円と前期7,301百万円に比し0.9%の増加となりました。

企業集団の事業の種類別セグメントの営業収益

（単位 金額：百万円、比率：%）

区分＼期別	前期（2018年4月1日～2019年3月31日）			当期（2019年4月1日～2020年3月31日）		
	金額	構成比	前期比増減額	金額	構成比	前期比増減額
倉庫業	6,222	23.7	198	6,411	24.2	189
運送業	12,718	48.5	△128	12,696	48.0	△21
国際貨物取扱業	7,301	27.8	127	7,366	27.8	65
計	26,241	100.0	197	26,475	100.0	234

⑵　設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,915百万円で、必要資金は自己資金および長期借入金により賄いました。その主なものは、次のとおりであります。

①　当連結会計年度において完成した主要設備

・当社　北陸支店金沢営業所増築工事　（倉庫業・運送業）
　　倉庫設備の拡充

②　当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・当社　本社・梅小路　宿泊施設建築工事　（不動産賃貸業）
　　不動産賃貸

⑶　対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明であり、また日本国内の製造・消費・貿易等の経営環境についても、当面、その動向は予測しづらい状況が続くものと思われます。

物流業界におきましてもこのような経済情勢を受けて、荷動きに大きな変調も予測され、また、恒常的な人手不足も続く等、非常に厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、物流事業は社会基盤を支える重要な産業であるとの信念のもと、新型コロナウイルス感染拡大防止と従業員の安全を第一に考えつつ、第６次中期経営計画「ＣＨＡＮＧＥ！ｔｏ２０２１」のスローガンである「ＣＨＡＮＧＥ」を今まで以上に推し進め、一層の経営の効率化と従業員が働き易い職場環境づくりを目指してまいります。

また、このような時期だからこそ、取引先のニーズをしっかりと把握し、それにお応えすることで、社会的使命を果たしたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症による影響については、未確定要素が多く存在しますが、収束に至った際には、速やかに営業活動における十分な施策展開ができるよう準備を進めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分＼期別	2016年度 第 137 期	2017年度 第 138 期	2018年度 第 139 期	2019年度 (当連結会計年度) 第 140 期
営業収益	24,707	26,043	26,241	26,475
経常利益	1,743	1,791	1,736	1,793
親会社株主に帰属する当期純利益	1,134	1,254	825	1,210
1株当たり当期純利益	59円63銭	65円95銭	43円38銭	63円66銭
総資産	45,231	47,295	47,029	48,290
純資産	36,705	38,698	38,673	38,659

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
中倉陸運株式会社	30,000千円	86.0%	貨物自動車運送業
中央倉庫ワークス株式会社	20,000千円	100.0%	倉庫等における荷役等の請負業

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社の状況に記載の2社であります。

当期の当社グループの営業収益は26,475,432千円（前期比0.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,210,035千円（前期比46.6%増）であります。

⑹ 主要な事業内容

倉　　庫　　業：倉庫業・賃貸業
運　　送　　業：貨物利用運送業・貨物自動車運送業
国際貨物取扱業：梱包業・通関業

⑺ 主要な営業所

① 当社

本社
京都市下京区朱雀内畑町41番地

支店

京 都 支 店（京都市下京区）	滋 賀 支 店（滋賀県栗東市）
大 阪 支 店（大阪府茨木市）	東 京 支 店（埼玉県加須市）
名 古 屋 支 店（愛知県小牧市）	北 陸 支 店（石川県金沢市）
岡 山 支 店（岡山県倉敷市）	

営業所

梅小路営業所（京都市下京区）	城 南 営 業 所（京都市伏見区）
京都ＰＤセンター（京都府久世郡）	滋賀ＰＤセンター（滋賀県栗東市）
湖東ＰＤセンター（滋賀県蒲生郡）	大 阪 営 業 所（大阪府茨木市）
大阪国際貨物営業所（大阪市中央区）	埼 玉 営 業 所（埼玉県加須市）
茨 城 営 業 所（茨城県猿島郡）	東 京 営 業 所（東京都江東区）
東京国際貨物営業所（東京都江東区）	小 牧 営 業 所（愛知県小牧市）
愛 岐 営 業 所（愛知県江南市）	浜 松 営 業 所（静岡県浜松市）
金 沢 営 業 所（石川県金沢市）	小 松 営 業 所（石川県小松市）
富 山 営 業 所（富山県射水市）	福 井 営 業 所（福井県福井市）
倉 敷 営 業 所（岡山県倉敷市）	

国際梱包事業部

京都ＰＤ国際梱包課（京都府久世郡）	滋賀ＰＤ梱包事業所（滋賀県栗東市）

ビジネスサポート事業部

京　　都　　店（京都市中京区）	大　　阪　　店（大阪府茨木市）
東　　京　　店（東京都江東区）	浜 松 出 張 所（静岡県浜松市）
保　　険　　課（京都市下京区）	

② 子会社

中倉陸運株式会社	本社（京都市下京区）他　12営業所
中央倉庫ワークス株式会社	本社（京都市下京区）他　22事業所

（注）2020年４月１日付で、ビジネスサポート事業部を廃止し、ビジネスサポート事業部京都店、ビジネスサポート事業部大阪店、ビジネスサポート事業部東京店、ビジネスサポート事業部浜松出張所をそれぞれ京都支店、大阪支店、東京支店、名古屋支店管轄とし、ビジネスサポート京都店、ビジネスサポート大阪店、ビジネスサポート東京店、ビジネスサポート浜松出張所へ名称変更しております。また、ビジネスサポート事業部保険課を保険課へ名称変更し、京都支店保険課としております。

⑻ 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
倉庫業	266名〔147名〕	0名
運送業	246名〔 14名〕	△2名
国際貨物取扱業	68名〔 33名〕	△3名
全社（共通）	35名〔 1名〕	1名
合計	615名〔195名〕	△4名

（注） 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
242名〔92名〕	△3名	40歳5ヵ月	14年1ヵ月

（注） 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,332百万円
株式会社京都銀行	835
株式会社滋賀銀行	828
みずほ信託銀行株式会社	815

⑽ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

⑴　発行可能株式総数　　80,000,000株
⑵　発行済株式の総数　　19,064,897株（うち自己株式数92,423株）
⑶　単元株式数　　100株
⑷　株　主　数　　7,526名
⑸　大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社三菱UFJ銀行	860千株	4.53%
株式会社京都銀行	850	4.48
みずほ信託銀行株式会社	840	4.43
株式会社滋賀銀行	820	4.32
安田倉庫株式会社	800	4.21
日本生命保険相互会社	664	3.50
東京海上日動火災保険株式会社	551	2.90
戸田建設株式会社	545	2.87
京都中央信用金庫	515	2.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	514	2.71

（注）1．持株数の千株未満は切捨てております。
　　2．持株比率は自己株式（92,423株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

⑴　取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
湯浅康平	取締役会長（代表取締役）	中倉陸運㈱　代表取締役会長 中央倉庫ワークス㈱　代表取締役会長
木村正和	取締役社長（代表取締役）	
中村秀麿	常務取締役（企画管理本部長兼経営企画室長）	
谷奥秀実	常務取締役（営業統括本部長）	中央倉庫ワークス㈱　代表取締役社長
田澤文彦	取締役（業務部長兼ＡＥＯ総括管理室長）	
田口忠夫	取締役（営業統括本部営業部長）	
湯浅章吾	取締役（京都支店長）	中倉陸運㈱　代表取締役社長
綱島勉	取締役	㈱都市未来総合研究所　代表取締役社長
西山忠彦	取締役	㈱京都総合経済研究所　代表取締役社長
岡一之	監査役（常勤）	
藤本眞人	監査役	公認会計士
吉本喜博	監査役	
吉松裕子	監査役	弁護士

（注）１．取締役綱島勉氏および西山忠彦氏は、社外取締役であります。
２．監査役藤本眞人氏および吉松裕子氏は、社外監査役であります。
３．取締役綱島勉氏および西山忠彦氏、監査役藤本眞人氏および吉松裕子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．監査役藤本眞人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
５．取締役中村秀麿氏は、2020年４月１日付けで企画管理本部長兼経営企画室長から企画管理本部長に担当を変更しております。
６．取締役綱島勉氏は、2020年３月31日付けで株式会社都市未来総合研究所の代表取締役社長を退任しております。
７．取締役野村正夫氏は、2019年６月27日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

⑵　責任限定契約の内容の概要

社外取締役２名および社外監査役２名は、当社との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。

⑶　取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名　138,910千円（うち社外２名　6,000千円）
監査役４名　　19,800千円（うち社外２名　6,000千円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額31,232千円（賞与を含む。）を含んでおりません。
２．上記の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与引当額35,200千円が含まれております。
３．当事業年度末現在の取締役は９名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、2019年６月27日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれているためであります。
４．取締役および監査役の報酬等の額は、2017年６月29日開催の第137回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額16,000万円以内（使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬等の額を年額3,000万円以内と決議いただいております。

⑷　取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬等は、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たしていくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする内容のものとし、その報酬等の内容は月例報酬と業績連動報酬で構成されます。取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において取締役会において決定しております。監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で監査役会の協議において決定しております。また、報酬等の在り方、体系の適切性等については、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会において審議を行い、透明性を確保します。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含めないものとしております。

⑸　社外役員に関する事項

①　取締役　綱島　勉

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社都市未来総合研究所の代表取締役社長を兼務しておりますが、前記の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。なお、取締役綱島勉氏は、2020年３月31日付けで株式会社都市未来総合研究所の代表取締役社長を退任しております。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

②　取締役　西山　忠彦

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社京都総合経済研究所の代表取締役社長を兼務しておりますが、前記の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③　監査役　藤本　眞人

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④　監査役　吉松　裕子

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

⑵　責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑶　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	31百万円
②	上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	31百万円
③	上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	31百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

⑷　会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑸　会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範、コンプライアンス規程を取締役は遵守し、使用人に徹底させる。

(b) コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化及び内部統制システムの機能向上を図るため、内部統制委員会を設置する。

(c) 公益通報取扱規程に基づき、公益通報者の保護を図るとともに、使用人の規範意識を高め、適法かつ公正な事業運営を図る。

(d) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要に応じて是正を行う。

(e) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断し、またその活動を助長するような行為を行わない。

② 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行及び意思決定にかかる情報については、文書管理規程に基づき、書面または電磁的記録をもって作成するとともに、保存、破棄等の管理を行う。

③ 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理の基本方針に基づき、リスク管理の強化に努める。

④ 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

(a) 取締役会は、原則月１回開催するほか必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定を行う。また常務会は、原則週１回開催し、取締役会への付議事項及び常務会規則に基づく事項等の審議を行う。

(b) 取締役の職務分担を明確化するとともに、担当部署毎に業績目標を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。

⑤ 「当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

(a) 当社はグループ経営中長期ビジョンを策定し、それに基づく中期経営計画を策定・推進するとともに、リスク管理・コンプライアンスを含む内部統制体制の構築に努め、また、当社役職員が子会社役職員を兼務する体制を構築し、子会社経営会議等を通じモニタリングを行う。

(b) 子会社管理の責任担当者を定め、子会社経営管理規程等に基づき、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、事業の統括的な管理を行う。

(c) 子会社の経理及び人事業務に関与し、日常的に不正・誤謬の発生防止に努める。

(d) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部統制委員会が審査する。

⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

必要に応じて補助すべき使用人を置くこととし、補助者として監査業務の補助を行うよう指揮命令できるものとする。

⑦ 「前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査役会の同意を得るものとする。

⑧ 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をする体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

(a) 当社及びその子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が取締役と協議のうえ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。

(b) 当社子会社の取締役、監査役、使用人から上記(a)に定める事項の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告する。

(c) 当社及びその子会社は、上記(a)又は(b)に定める報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 「監査役の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩ 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(a) 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(b) 監査役と、代表取締役並びに会計監査人との意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス基本方針をグループ全体の基本方針として定めており、それに基づく規程としてコンプライアンス規則を制定しております。

また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業行動規範を定めるとともに、役職員はコンプライアンスカード（企業行動規範）を常時携行しております。加え

て、各研修、会議において、内部監査室によるコンプライアンス研修を実施しております。
　また、公益通報の窓口を内部監査室と常勤監査役とし、公益通報制度の実効性を高めております。
　加えて、コンプライアンス等の内部統制推進強化を図るため内部統制委員会を四半期に１回開催し、適正性確保に努めております。

② 損失の危険の管理に関する体制
　リスク事象報告制度を導入しており、本社、各営業所でリスク事象が発生した場合には、内部監査室への報告を義務付けています。内部監査室ではその分析・重要性の評価を行い、内部統制違反等に対しては、適切に対応する体制を確立しております。また、CSA（Control Self Assessment:統制自己評価）作成要領を定めて、リスクの識別、評価を半期毎に行っております。

③ 効率的な職務執行を確保するための体制
　定例取締役会を原則として毎月１回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、常務会を原則として毎週１回開催することにより、迅速・果断な意思決定を行っております。
　加えて、当社はコーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。
　また、中長期的な企業価値に資するため、2019年度から３年間を対象とする第６次中期経営計画「CHANGE! to 2021」を策定しております。

④ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
　子会社経営管理規程に基づき子会社経営の管理を行っております。当社役職員が子会社役職員を兼務しており、また、役職員は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス基本方針および公益通報制度により、適切に通報する等の体制を構築しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従って監査を実施し、取締役会および常務会等の重要な会議に出席しております。また、会計監査人および内部監査室の事業所監査に立会いを行っております。
　加えて、代表取締役、会計監査人、社外取締役および内部監査室と意見交換等の場を定期的に開催し、また、取締役の職務執行の状況を聴取、重要な決裁書類等を閲覧、当社事業の業務および財務の状況を調査し、取締役の職務執行等を監視しております。

⑶ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）の概要

Ⅰ．基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社の株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は、『誠実』『進歩』『挑戦』の企業理念に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、以下のとおりグループ経営中長期ビジョンを策定しております。

■お客様の満足を得るソリューションを提案できる企業
■多様な物流サービスが提供できる総合物流会社
■収益力、健全な財務バランスと高度な品質に支えられた信頼感のある企業
■ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に取組む企業
■未来志向で創造力ある人材が育つ風土を持つ企業

この中長期ビジョンの実現に向け、第６次中期経営計画「CHANGE! to 2021」を以下のとおり策定いたしました。第６次中期経営計画「CHANGE! to 2021」では、スピード・生産性重視の視点を持ちながら新しいことに「挑戦」する「意識のCHANGE」、高い専門性

でお客様の要求に応える「知識のCHANGE」と、独自性を発揮しつつグループ力を結集して課題解決を目指す「組織のCHANGE」に取組むことで、ステークホルダーの皆様に「信頼」される企業として、企業価値向上に努めてまいります。

（戦略基本方針）

◆変化するお客様の要求に高い水準で応えられる企業
◆将来を展望し、新分野に挑戦する企業
◆優れた業務品質と高い効率性を提供できる企業
◆ステークホルダーから信頼される企業
◆強固な財務基盤に支えられた信用力のある企業

（具体的取組み）

●変化するマーケットへの対応
●新分野への挑戦
●高い生産性に向けた改革
●業務品質向上への取組み
●人材の確保と育成への取組み
●コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化
●財務戦略の高度化
●働き易い職場環境づくり

② コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取組み、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しております（http://www.chuosoko.co.jp/company/governance.php）。その取組みとして、株主総会招集通知の発送を開催日の３週間前に発送することやインターネット上において株主総会招集通知の発送前開示を実施する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取組むとともに持続可能性を巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営（交通エコロジー・モビリティ財団認証取得）を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取組み、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、2008年６月から社外取締役を従来の１名から２名に増員する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。加えて株主懇談会やアナリスト向けミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。

Ⅲ．本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

当社は2018年６月28日開催の第138回定時株主総会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランの概要は以下のとおりです。

ア．本プランの対象となる買付等

当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち、①当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者およびその共同保有者等の株券等保有割合が20％以上となる買付等、ならびに②当社株券等について、公開買付を行う者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者等の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付を対象とします（以下、本プランの対象となる上記行為を「買付等」といいます。）。

イ．本プランの手続概要

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①当社取締役会および独立委員会に対し、当該買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会または独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする当社株券等全部の公開買付の場合）または90日間（その他の買付等の場合）の当社独立委員会による検討、対抗措置の発動、不発動、株主総会招集等の勧告のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまでは、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を防止するため独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を確認するため、必要に応じて株主総会の招集を行うこととします。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した３名以上の委員で構成されます。

ウ．独立委員会の勧告

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為

② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為

③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為

④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為

⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為

⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合

⑦ 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

エ．取締役会による決議

① 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

② 不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記ウ．①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

③ 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記ウ．⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、

株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④　対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤　取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

オ．株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合等においても、株主総会を招集することができるものとします。

カ．対抗措置の手段

当社は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当等必要な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

キ．対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当をする場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、上記事情

が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当を中止または停止し、新株予約権の無償割当後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

ク．本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、上記第138回定時株主総会において決議されたことをもって発効しており、その有効期間は、上記第138回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとなっております。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.chuosoko.co.jp/）に掲載する2018年５月10日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

Ⅳ．特別な取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

当社取締役会は、上記特別な取組みである企業価値向上への取組み、コーポレートガバナンスへの取組みを推進することは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。また、本プランにつきましても、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において相当な対抗措置を実施することがあり得ることを具体的に明記しており、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

Ⅴ．特別な取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。また、本プランも①買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること③株主意思を重視するものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

Ⅵ．特別な取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。また、本

プランは①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示を適時適正に行うこと②合理的客観的な発動要件を設定していること③第三者専門家の意見を取得すること④デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑷　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針とします。この方針のもと、配当につきましては純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）１％程度（単体ベース）を下限の目処とし、加えて当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施することとします。また、株主優待制度を引き続き行うこととし、株主共同利益の確保のため買収防衛策を継続いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**12,619,797**	**流動負債**	**6,761,995**
現金及び預金	7,729,082	支払手形及び営業未払金	1,663,047
受取手形及び営業未収入金	4,645,530	短期借入金	3,110,000
貯蔵品	17,872	一年内返済予定の長期借入金	573,168
その他	229,217	リース債務	9,250
貸倒引当金	△1,905	未払法人税等	337,564
固定資産	**35,670,448**	賞与引当金	270,433
有形固定資産	**26,787,050**	役員賞与引当金	36,500
建物及び構築物	13,694,857	その他	762,032
機械装置及び運搬具	597,177	**固定負債**	**2,868,305**
土地	11,962,569	長期借入金	1,480,386
リース資産	24,794	リース債務	17,854
建設仮勘定	385,859	繰延税金負債	953,496
その他	121,793	退職給付に係る負債	188,756
無形固定資産	**42,204**	その他	227,813
投資その他の資産	**8,841,193**	**負債合計**	**9,630,301**
投資有価証券	8,467,895	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	55,158	**株主資本**	**35,635,367**
その他	319,558	**資本金**	**2,734,294**
貸倒引当金	△1,419	**資本剰余金**	**2,263,807**
		利益剰余金	**30,735,900**
		自己株式	**△98,635**
		その他の包括利益累計額	**2,811,761**
		その他有価証券評価差額金	**2,775,986**
		為替換算調整勘定	**△1,964**
		退職給付に係る調整累計額	**37,739**
		非支配株主持分	**212,816**
		純資産合計	**38,659,944**
資産合計	**48,290,246**	**負債純資産合計**	**48,290,246**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**26,475,432**
営業原価		**24,075,897**
営業総利益		**2,399,534**
販売費及び一般管理費		**811,723**
営業利益		**1,587,810**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	204,475	
持分法による投資利益	5,533	
その他	37,172	**247,181**
営業外費用		
支払利息	35,321	
その他	5,779	**41,101**
経常利益		**1,793,890**
特別利益		
固定資産売却益	10,141	
投資有価証券売却益	30,059	**40,200**
特別損失		
固定資産除売却損	6,865	
投資有価証券評価損	8,833	**15,698**
税金等調整前当期純利益		**1,818,392**
法人税、住民税及び事業税	589,131	
法人税等調整額	11,686	**600,818**
当期純利益		**1,217,574**
非支配株主に帰属する当期純利益		**7,538**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,210,035**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**11,435,894**	**流動負債**	**6,656,905**
現金及び預金	6,560,343	営業未払金	1,929,087
受取手形	636,527	短期借入金	3,070,000
営業未収入金	4,009,034	一年内返済予定の長期借入金	556,500
貯蔵品	17,872	リース債務	9,250
前払費用	29,865	未払金	115,774
その他	184,150	未払費用	85,297
貸倒引当金	△1,900	未払法人税等	315,384
固定資産	**35,059,816**	賞与引当金	170,000
有形固定資産	**26,274,332**	役員賞与引当金	35,200
建物	13,218,272	その他	370,410
構築物	433,699	**固定負債**	**2,786,307**
機械装置	124,231	長期借入金	1,466,500
車両運搬具	155,448	リース債務	17,854
工具、器具及び備品	121,738	繰延税金負債	923,383
土地	11,810,287	退職給付引当金	150,756
リース資産	24,794	その他	227,813
建設仮勘定	385,859	**負債合計**	**9,443,213**
無形固定資産	**40,778**	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	18,497	**株主資本**	**34,297,014**
電話加入権	22,281	**資本金**	**2,734,294**
投資その他の資産	**8,744,705**	**資本剰余金**	**2,263,807**
投資有価証券	8,236,404	資本準備金	2,263,807
関係会社株式	265,518	**利益剰余金**	**29,397,548**
関係会社出資金	28,251	利益準備金	442,207
差入保証金	150,686	その他利益剰余金	28,955,340
その他	65,264	圧縮記帳積立金	1,417,691
貸倒引当金	△1,419	配当積立金	1,031,000
		別途積立金	21,410,000
		繰越利益剰余金	5,096,648
		自己株式	**△98,635**
		評価・換算差額等	**2,755,483**
		その他有価証券評価差額金	**2,755,483**
		純資産合計	**37,052,497**
資産合計	**46,495,710**	**負債純資産合計**	**46,495,710**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
保管料	4,036,941	
荷役料	2,037,164	
運送料	12,696,886	
梱包料	1,505,099	
通関料	5,861,892	
賃貸料	366,876	**26,504,860**
営業原価		**24,279,593**
営業総利益		**2,225,266**
販売費及び一般管理費		**756,836**
営業利益		**1,468,430**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	209,170	
その他	41,624	**250,795**
営業外費用		
支払利息	34,615	
その他	1,353	**35,968**
経常利益		**1,683,257**
特別利益		
固定資産売却益	137	
投資有価証券売却益	30,059	**30,196**
特別損失		
固定資産除売却損	6,865	
投資有価証券評価損	8,833	**15,698**
税引前当期純利益		**1,697,754**
法人税、住民税及び事業税	537,010	
法人税等調整額	13,793	**550,803**
当期純利益		**1,146,951**

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社　中央倉庫
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社　中央倉庫
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　淵　貴　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木戸脇　美　紀　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2019年４月１日から2020年３月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判

断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月13日

株式会社　中央倉庫　監査役会

監査役（常勤）　岡　　一之　㊞

監　査　役　藤本眞人　㊞

監　査　役　吉本喜博　㊞

監　査　役　吉松裕子　㊞

（注）　監査役藤本眞人及び監査役吉松裕子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

配当政策の基本方針として、当社は事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。この方針のもと、配当につきましては純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）１％程度（単体ベース）を下限の目処とし、加えて当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施することとしております。当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、連結財務状況や通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、当社普通株式１株につき12円50銭といたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金12円50銭　　総額237,155,925円
　　なお、中間配当金として10円00銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は１株につき22円50銭となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、取締役会の活性化と意思決定の高度化・効率化を図り、併せて社外役員による監督機能の強化を図る為に、現行の定款第19条（員数）に定める取締役の員数10名を４名減員し、６名とするものであります。

なお、当社は既に2020年２月12日の取締役会にて執行役員制度の導入を決定しており、業務執行に優れた人材を執行役員に選任する等の業務の執行力強化も図っております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
（員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役は、６名以内とする。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役　湯浅康平、木村正和、中村秀麿、谷奥秀実、田澤文彦、田口忠夫、湯浅章吾、綱島勉、西山忠彦の９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

・取締役候補者の選任にあたっての方針と手続

取締役候補者の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等を踏まえ、事業・業務に係る豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、また社会・経済動向等に関する高い見識を有する者であるとともに、誠実性、倫理性、透明性、公正性等の資質を有していること、さらに判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。なお、社外役員候補者の選任については、上記に加えて実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者であることを選任基準としております。

取締役候補者の選任は、代表取締役が選任案をコーポレートガバナンス委員会に提議し審議され、その結果を尊重して代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議され決定されます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
1	湯浅康平 (1943年4月29日生) 【再任】	1967年3月　当社入社 1994年6月　当社取締役 2002年6月　当社常務取締役 2004年6月　当社代表取締役社長 2017年6月　当社代表取締役会長（現在） 〔重要な兼職の状況〕 中倉陸運株式会社　代表取締役会長 中央倉庫ワークス株式会社　代表取締役会長	所有する当社の株式の数 59,700株 取締役会への出席状況 14/14回 在任年数 26年
	【取締役候補者とした理由】 取締役会長として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と知見に基づき、引き続き取締役会長として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに倉庫業界の今後の更なる発展にも活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
2	木村正和 (1957年2月3日生) 【再任】	1980年4月　株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入社 2006年9月　同社信濃橋支社長 2010年5月　当社入社 2010年6月　当社取締役 2011年6月　当社営業統括本部副本部長 2013年6月　当社常務取締役営業統括本部長 2017年6月　当社代表取締役社長（現在）	所有する当社の株式の数 17,100株 取締役会への出席状況 14/14回 在任年数 10年
	【取締役候補者とした理由】 取締役社長として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役社長として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
3	中村秀麿（なかむらひでまろ） (1958年12月25日生) 【再任】	1981年４月　当社入社 2007年７月　当社梅小路支店長 2008年４月　当社名古屋支店長 2011年６月　当社経営企画室長 2012年４月　当社人事総務部長 2014年11月　当社管理部長 2015年６月　当社取締役 2016年４月　当社経営企画室長 2017年６月　当社常務取締役企画管理本部長（現在）	所有する当社の株式の数 9,500株 取締役会への出席状況 14/14回 在任年数 5年
	【取締役候補者とした理由】 常務取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、企画管理部門における豊富な経験と実績に基づき、企画管理本部長として中期経営計画の推進や管理部門の強化および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
4	谷奥秀実（たにおくひでみ） (1961年3月24日生) 【再任】	1983年４月　当社入社 2014年４月　当社営業統括本部営業企画部長 2014年11月　当社経営企画室長 2015年４月　当社国際貨物第２部長 2015年６月　当社取締役 2016年４月　当社営業統括本部副本部長兼京都支店長 2017年４月　当社営業統括本部副本部長 2017年６月　当社常務取締役営業統括本部長（現在） 〔重要な兼職の状況〕 中央倉庫ワークス株式会社　代表取締役社長	所有する当社の株式の数 8,100株 取締役会への出席状況 14/14回 在任年数 5年
	【取締役候補者とした理由】 常務取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、営業統括部門における豊富な経験と実績に基づき、営業統括本部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
5	綱島 勉（つなしま つとむ） （1956年9月8日生） 【再任】 【社外】 【独立】	1979年４月　安田信託銀行（現みずほ信託銀行）株式会社入社 2000年11月　同社プライベートアセットマネジメント部長 2005年４月　同社本店営業第二部長 2007年４月　同社執行役員大阪支店長 2008年４月　同社常務執行役員大阪支店長 2010年４月　株式会社都市未来総合研究所代表取締役社長 2011年６月　ダイニック株式会社社外監査役 2015年６月　日本信号株式会社社外監査役 2016年６月　当社社外取締役（現在）	所有する当社の株式の数 0 株 取締役会への出席状況 14 /14 回 在任年数 4 年
	【社外取締役候補者とした理由】 経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
6	西山 忠彦（にしやま ただひこ） （1955年3月24日生） 【再任】 【社外】 【独立】	1978年４月　株式会社京都銀行入社 1999年４月　同社西七条支店長 2002年２月　同社向日町支店長 2005年２月　同社城陽支店長 2008年６月　同社審査部長 2011年６月　同社執行役員審査部長 2013年６月　同社監査役 2015年６月　同社常任監査役 2017年６月　京都クレジットサービス株式会社代表取締役社長 2017年６月　当社社外取締役（現在） 2019年６月　株式会社京都総合経済研究所代表取締役社長（現在） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社京都総合経済研究所　代表取締役社長	所有する当社の株式の数 1,300 株 取締役会への出席状況 14 /14 回 在任年数 3 年
	【社外取締役候補者とした理由】 経歴を通じて培った経営の専門家および監査・監督の経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し社外取締役候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．綱島 勉氏および西山忠彦氏は社外取締役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
３．社外取締役との責任限定契約について
・当社は綱島 勉氏および西山忠彦氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

ご参考
・独立社外役員の独立性判断基準
当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当しないこととする。
①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
②当社の主要な取引先またはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
④当社の大株主またはその業務執行者
⑤最近３年間において①から④のいずれかに該当していた者
⑥次のａからｃまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
ａ．①から⑤までに掲げる者
ｂ．当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
ｃ．最近３年間において、ｂまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（注）１．「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の２％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
２．「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の２％以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の２％以上となる者をいう。
３．「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去３年間の平均で年間10百万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
４．「大株主」とは、総議決権の10％以上を保有する株主をいう。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
髙橋幹夫 （1956年8月7日生）	1979年４月　安田倉庫株式会社入社 2004年４月　同社総務部長 2006年６月　同社取締役 2009年６月　同社常務取締役 2018年６月　株式会社安田エステートサービス取締役社長（現在） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社安田エステートサービス　取締役社長	０株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 株式会社安田エステートサービス取締役社長等を歴任され、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としております。		

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．髙橋幹夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．髙橋幹夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺粟田町93
京都リサーチパーク　西地区４号館２階　ルーム１

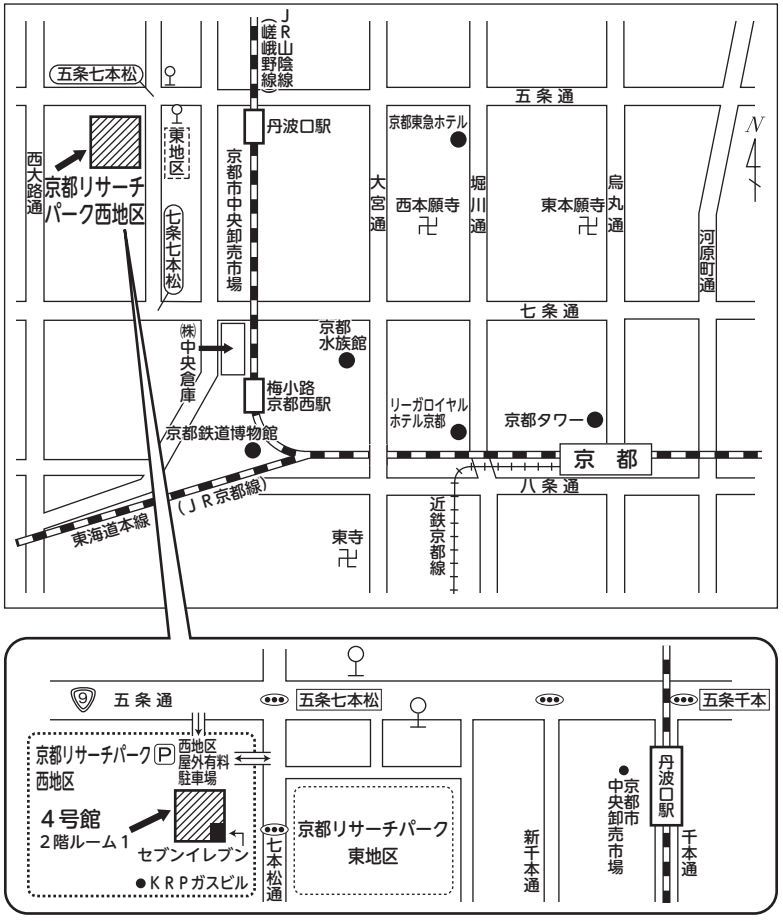

●ＪＲ京都駅より　(1)　ＪＲ山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車　西へ徒歩５分
(2)　タクシーで約10分
(3)　市バス乗り場Ｃ５
73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）
約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩５分

●ＪＲ丹波口駅より　西へ徒歩５分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。